

測量法

1. 案内情報

手続名 : 永久標識等設置の通知
手続根拠 : 測量法 37 条第 3 項、第 21 条第 1 項、第 39 条
手続対象者 : 公共測量を実施して、永久標識を設置した測量計画機関の長
提出時期 : 公共測量を実施し、永久標識を設置したとき
提出方法 : 永久標識の設置通知書を作成し、測量計画機関の所在地を管轄する国土地理院地方測量部または沖縄支所へ提出及び測量計画機関の所在地を管轄する都道府県へ提出して下さい。

(注)・測量計画機関が都道府県である場合は、知事への通知を省略することができる。
・測量計画機関が市町村である場合は、都道府県知事は法第 21 条第 2 項による当該関係市町村長への通知を省略することができる。

手数料 : 無し
添付書類・部数 : 測量標設置位置通知書を添付。
提出は、国土地理院へ正 1 部、都道府県へは、正・副各 1 部を提出する。
申請書様式 : 永久標識の設置通知書
記載要領・記載例 : 提出先となる窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 北海道地方測量部 011-709-2311
対象地域 (北海道)
東北地方測量部 022-295-8611
対象地域 (青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
関東地方測量部 03-5213-2051
対象地域 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県)
北陸地方測量部 0764-41-0888
対象地域 (新潟県・富山県・石川県・福井県)
中部地方測量部 052-961-5638
対象地域 (岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)
近畿地方測量部 06-6941-4507
対象地域 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)
中国地方測量部 082-221-9743
対象地域 (鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)
四国地方測量部 087-861-9013
対象地域 (徳島県・香川県・愛媛県・高知県)
九州地方測量部 092-411-7881
対象地域 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)
沖縄支所 098-855-2595
対象地域 (沖縄県)
受付時間 : 8 時 30 分から 17 時まで
相談窓口 : 提出先となる各地方測量部・支所

3. 手続情報

審査基準 : 届出の形式上の要件に適合している場合は、届出の提出先とされる機関の事務所に到達したときに、当該届出の義務が履行されたものとされています。

標準処理期間 :
不服申立方法 :

平成 年 月 日

国土地理院長 殿
(県知事)

永久標識の設置 (通知)

平成 年 月 日付け 公発第 号で助言を受けた公共測量の実施
にともない別紙のとおり永久標識を設置したので、測量法第37条第3項
(法第21条第1項・第39条)により通知します。

